

新型コロナウイルス感染症に関わる介護保険料の減免制度について

新型コロナウイルス感染症への対策として新たな減免制度ができました。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などについて、介護保険料の減免が受けられる場合があります。

対象者

次の要件(1)または要件(2)のいずれかに該当する方

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林又は給与収入の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する第1号被保険者
 - ・事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が令和3年の当該事業収入の額の10分の3以上である
 - ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下である

減免対象保険料額

令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に介護保険料納入通知書に記載の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支給日)が設定されているもの(令和3年度以前相当分の保険料で、介護保険料納入通知書により通知される普通徴収の納期限が令和4年4月以降に設定されているもののうち、令和3年度末に資格を取得したことや、やむを得ない事情等によるものについても対象となります。なお、その場合は当該保険料の相当する年度の減免基準に準じます。)

保険料の減免額

- ・対象者の(1)に該当する場合

減免対象保険料額(A)全額を免除

- ・対象者の(2)に該当する場合

減免計算式に基づき算出した金額を免除

減免計算式: $(A \times B / C) \times D$

- (A) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に介護保険料納入通知書に記載の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支給日)が設定されている保険料の合計金額
- (B) 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
- (C) 主たる生計維持者の前年の合計所得金
- (D) 以下の1~3に応じた割合
 - 1 前年の合計所得金額が210万円以下であるとき 全部
 - 2 前年の合計所得金額が210万円を超えるとき 10分の8
 - 3 収入の減少の理由が事業等の廃止や失業の場合 全部

申請手続き

以下の書類を長寿課へ令和5年3月31日までに提出(郵送も可)

- ・介護保険料減免・徴収猶予申請書
- ・生活状況申告書

添付書類: 記入した金額が分かる根拠資料

(令和3年分) 確定申告書の写し、源泉徴収票の写し等

(令和4年分) 給与明細書、帳簿、事業収入等の減少がわかる客観的資料等

【問合せ先】刈谷市役所 長寿課 介護保険企画係 電話: 0566-62-1013